記者発表資料

令和６年２月５日
東北地方整備局

建築基準適合判定資格者の処分について

東北地方整備局長は、令和６年２月５日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法第７７条の６２第２項に基づく業務禁止の処分を行いましたのでお知らせいたします。

【処分内容】

・建築基準適合判定資格者（確認検査員）

処 分 日　令和６年２月５日
処分権者　東北地方整備局長
資格者名　磯部　真誠（登録番号第３０００７４６号）
処分内容　業務禁止２月（令和６年２月２２日から令和６年４月２１日まで）

【処分事由の概要】

指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（１件）について、建築基準法施行令第 80 条の３の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

発表記者会
宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先
国土交通省　東北地方整備局　　電話　０２２（２２５）２１７１（代表）
建政部　都市・住宅整備課　　課長補佐　　宍戸（ししど）　博文（ひろふみ）　（内線６１８２）